

看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第26号

看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例

看護師養成所授業料等条例（昭和43年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(授業料の納付方法等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項に定める授業料の納付期間経過後に保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号に規定する<u>学校又は同条第2号に規定する看護師養成所（県立看護師養成所を除く。）</u>からの転入学をした者は、その月分の授業料を当該転入学をした日から起算して5日以内に納付しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(授業料の納付方法等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項に定める授業料の納付期間経過後に保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号に規定する<u>大学、同条第2号に規定する学校又は同条第3号に規定する看護師養成所（県立看護師養成所を除く。）</u>からの転入学をした者は、その月分の授業料を当該転入学をした日から起算して5日以内に納付しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。